

側の意見開陳を求め、日本側は問題は多岐にわたっているから一つ一つ取上げ意見の交換を了したいと述べ押問答が続いたが、結局次回は国籍の問題から議論することになった。

なお、次回会合は9月30日と予定されたがその前日に至り韓国側の都合により延期された。

- (6) 上記法的地位委員会が3回会合での集団帰国に関する韓国側提案は全く新しい提案であるが、これよりさき伊関局長は9月9日の柳大使との私的会談で、この問題について話し合いを行い、日本側としては補償金を支払うが如きことはできないが、韓国帰還と直接関連する形でなく、例えば住宅の建設の如き間接的に帰還者の resettlement の援助になる事業に対しては、日、米が3分の1づつ金を contribute する。ただし日本は日韓会談がまとまり、国交を正常化してからでないと支払わないからそれまで

は米国側で日本の分を立替え支払うという構想を同局長の私見として述べた。

その後(28日)伊関局長は帰還方式についても、集団帰還方式とすることは北朝鮮帰還と比較され好ましくないため個別的帰還方式とするよう柳大使に勸奨した。

(7) 右補償金問題については米国側もこれに重大関心を有しており、日韓双方において具体的な案が策定され相談があれば、これを熱心に研究する用意があるとの意向を示しており、特に日本側では補償金を支出するとしても、上記のとおり外交関係を確立した後で indirect な方法で支出することを考えており、韓国が差当り必要とする受入費用には間に合わないため、この間の時間的なギャップを如何にして埋めるかが問題解決の一つの鍵とみなされている。米国側としては米大統領の権限下にある emergency fund によるか、民間の relief fund によるか対韓援助を割当てるか色々の方法

~~について考究~~しているが差当りこれという  
名案は持合せていない模様である。

- (8) その後柳大使は14日島大使を来訪し、  
帰国実施の条件について(イ)韓国帰還者の持  
帰り財産及び荷物の量に制限をつけないこ  
と、ならびに(ロ)持帰り金の金額を制限しな  
いことを要望し、特に(ロ)については北鮮帰  
還者なみ(45,000円)というのでは承  
服できないと強調し、さらにいわゆる補償  
金問題をも持出したので、島大使より<sup>返り</sup>  
に日本政府が、韓国に対し何らかの金銭的  
贈与を行うとしても、それが韓国帰還に關  
連した補償金という方式では全然問題とな  
らず、最も可能性ある方式としては韓国の  
~~経済復興あるいは国土建設~~ないしは韓国民  
の福祉厚生のための援助または贈与という  
ことが考えられるが、~~何れにせよ帰還とは~~  
~~關係のない形にするのでなければ国内的に~~  
~~も説明がつかない~~と述べた。

- (9) ついで柳大使は18日には沢田首席代表

に面会を求め、持帰り財産、持帰り金及び補償金等の問題について上記島大使へ申出たと同様の趣旨を重ねて懇請するとともに、北鮮帰還才ノ船の出航が予定されているノ月初旬までに法的地位委員会で韓国への集団帰国問題について話合いがつかない場合には、北鮮帰還船の出港を延ばすよう措置方申出たので、沢田代表よりわが方とし~~て~~は北鮮帰還問題については既定方針を変更し得ぬ旨応答した。

- (10) この間韓国新聞あるいは通信にはこの補償問題が盛んに書きたてられ、恰も日韓会談ではこの問題と財産持帰りの問題が討議されていて、それが解決され次才韓国帰還は実現されるような印象を与える記事が多く見受けられるに至つたので9月25日島大使は柳大使に対し上記の実情を実物について説明した後、もし今後もこのような状態が続くようでは日本側としてはこの問題を全部御破算とせざるを得ないような破目



になるかもしれないと述べ韓国側の注意を喚起するとともに、26日の法的地位委員会では、日本側より3回会合において韓国側から提議された補償問題については日本側としては考慮の余地ない旨言明する積りであると述べた。

しかし、上記日本側発言案については、その後伊関局長の裁量に一任されることとなり、結局(5)項のとおり日本側から「補償の問題は本委員会において討議しないこととしたい」と提案するにとどめた。

(11) 他方漁業及び平和ライン委員会、船舶小委員会等の開催日取りについては、上記のとおり9月9日の伊関、柳会談の結果韓国側専門委員の来日を待つて大体9月が4週頃とすることとなつていたところ、韓国側委員の来日がおくれようやく9月28日に至り、さきに12日に一時帰国した張曝根代表と同道し池鉄根及び黄寿永両専門委員が来日した。蓋し韓国側が法的地位委員

会の優先的開催を主張した上は同委員会において北朝鮮帰還を実質的に阻止することにあるので、同委員会における話合いにある程度の見透しをうるまでは、韓国側としてはその他委員会の開催はできるだけこれをおくらせる魂胆であると推測された。

(2) ここにおいて伊闕アジア局長は9月28日柳大使と会い、日韓会談の今後の進め方について話合つた結果、現在開かれている法的地位委員会を引続き行うとともに、近く「漁業及び平和ライン委員会」を開くことに話合いをつけた。

## 2. 抑留者相互送還

(1) 8月29日に開かれた抑留者相互送還に関する日韓連絡委員会が3回会合において、わが方は9月2日に大村収容所に収容中の不法入国韓人名簿を韓国側に提出し、他方韓国側はそれより数日おくれてわが方に釜山に抑留中の日本人漁夫名簿を提出することに了解が成立しついで、同月31日の伊

関、柳私的会談において、韓国側は向後1  
カ月ないし40日位のうちに日本人漁夫の  
送還を実施すべき旨の諒解を与えた。

- (2) 上記了解の下に、わが方は9月2日韓国側  
に対し8月20日現在大村に収容されてい  
る980名の「不法入国者名簿」を伝達し  
これに対し韓国側は同月5日わが方に対し  
7月30日現在の刑期満了者122名につ  
いての「被収容日本人漁夫名簿」を提出越  
した。

上記の如く韓国側名簿はその締切期日が  
7月30日現在となっており、わが方のそ  
れとくらべ約20日間のズレがあり、その  
結果この期間内に刑期の満了が予定される  
日本人漁夫16名は今回の送還から除外さ  
れることとなるので、この点を韓国側に指  
摘し、締切期日の繰下げ方を強く要望した  
が、韓国側は右期限は当初藤山大臣に申入  
れたと同一であると述べ、これが繰下げに  
難色を示した。

なお、わが方の提出した「不法入国者名簿」中には北朝鮮帰還希望者も一括記入し、あるところ、これについては伊関・柳間の話合いの結果、韓国側もこれをふくましておいてさえくれれば追及しないとの暗黙の了解がある次第である。

- (3) その後日韓会談の進行に伴い、わが方は機会ある毎に韓国側に対し本件相互送還の早急実施方を督促し、とくに沢田代表は9月18日、柳大使が同大使を来訪し北朝鮮帰還船の出航延期措置方(1の(9)項参照)を申出た際に、日本側としては、抑留者の釈放送還に重点をおいており、それがすみやかに支障なく実施されなければ会談の各委員会を開いても usefull talk は期待できないとの日本側の気持を伝え、何をおいても釜山の抑留漁夫をすみやかに釈放せられることが先決条件であると述べた。これに対し柳大使は伊関局長との約束(1項参照)は覚えているが、名簿の照査<sub>手</sub>手続に手

間どり送還がおくれているができるだけ促進すべき旨答えた。

(4) 他方米国側においても相互送還を遅らせることの不得策なることについて屢次韓国側を説得してきた模様であるが、この問題は北朝鮮送還阻止問題とともに、李大統領自身の政策問題であるので、その方針転換にはなお若干の時日を要するものとみられている。

(5) 9月25日に行われた島・柳両大使の会談において、柳大使は島大使の問いに答え、釜山抑留漁夫の釈放は最初の予定より約1週間位おくれる見込みである旨述べ了承を求めたが、在京米国大使館からの連絡によれば、許政代表は9月30日マツカーサー大使と面会の際、抑留者の相互釈放については今後2週間位で何らかの目途がつく筈であると述べた趣である。

なお、上記会談の際、島大使は韓国側名簿の締切期日をくり下げ、7月30日以後

の刑期満了者をも釈放するよう善処方重ねて要望した。

### 3. 韓国側の本邦漁船不法だ捕事件

8月31日に行われた伊関・柳非公式会談の結果、日本側で民間自衛船の出航を中止すれば韓国側は日本漁船のだ捕を差控えることに日韓双方の間に了解が成立したところ、9月14日に才3明榮丸、また9月30日には才18幸洋丸(59.98トン、乗組員34名)がそれぞれ韓国側により不法だ捕されるという事件が発生した。そのうち才3明榮丸については即日島大使が柳大使を招致し嚴重抗議したが、同船はだ捕現場に急行した海上保安庁巡視船と韓国警備艇との洋上会談の結果、一旦濟州島方面に曳航されはしたものの、同日午後に至り船体及び船員とも釈放され、日本に帰還した。しかし、才18幸洋丸は、同船よりの緊急連絡により現場に急行した海上保安庁巡視船の再三にわたる強硬なる釈放要求にもかかわらず、遂にそのまま濟州島方面

に曳航された。

本件が、18日幸洋丸逮捕事件について、同日伊関アジア局長はとりあえず柳大使に対し電話にて抗議を申入れるとともに、さきに日韓間に成立した暗黙の了解に基づき（日韓全面会談(3)項参照）、同船をただちに釈放するよう要請しておいたが、海上保安庁よりの詳細報告を得た上で、近日中に文書をもって正式に抗議を提出する予定である。

#### 4. 竹島問題

(1) 9月15日海上保安庁巡視船「へくら」は竹島の巡視を行い、同島が韓国側により引続き不法占拠されている事実を視認した。

(2)

韓国政府は9月18日付在京韓国代表部口上書をもつて、竹島は韓国領土であり、海上保安庁巡視船の同島巡視は韓国の領海侵犯であるとして抗議してきた。



(3) よつて島大使は25日柳大使を招致し、



韓国側から申入れがあつた以上わが方領土である竹島の韓国当局による不法占拠に対し抗議せざるを得ない旨述べ、(イ)竹島は明らかに日本領土の一部であること、(ロ)従つて海上保安庁による同島巡視は国際法上当然の権利であること、(ハ)韓国による竹島の不法占拠に対し嚴重抗議するとともに、韓国官憲の同島よりの即時退去、同島における一切の構築物の即時撤去ならびに同島周辺の日本国領海における韓国漁民による不法漁業の即時中止を要求することを内容とする同月23日付口上書を手交した。

5. 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題

(1) 赤十字国際委員会ジュノー副委員長は8月23日来日し、日赤及び政府当局と帰還業務実施要領について協議した。日赤は、

その結果に基き、帰還希望者に帰還手続を周知徹底させるためのパンフレット「帰還案内」を作成した。

(2) 同「案内」の内容はジュノー博士の助言を全面的に採り入れたものであり、就中駅のホームにおける見送り及び新潟の集結所（日赤センター）における外出及び面会を禁止し、外部との接触を一切許さないこととした点は、現在の如く韓国系による北朝鮮帰還阻止の不穏な動きがある情勢の下において、帰還者の保護及び治安維持に万善を期する趣旨に出たものである。

(3) 同「案内」の内容が発表されるや、在日朝鮮人総連(会)合(北鮮系団体、略称総連)は、その手続中(イ)16才未満の者の日赤窓口への出頭、(ロ)申請書に申請者の本籍地を記入すること、(ハ)駅のホーム及び日赤センターにおける面会及び外出の禁止、(ニ)日赤センター内の特別室における自由意思の再確認、(ホ)列車及び日赤センターにおける北

鮮国旗の掲示禁止に強硬に反対した。日赤は9月17日に至り前記(イ)及び(ロ)を撤回したが、総連は他の諸点についても修正なし撤回を要求して依然反対している。

- (4) 日赤は9月21日より全国各地の窓口で帰還申請の受付を開始したところ、多数の朝鮮人が日赤窓口で帰還案内を不当なりとして抗議を行い、申請者は極く少数に止まっている。
- (5) 一方帰国協力会の帆足幹事長は、9月21、22の両日ジュノー博士と会見して「案内」の修正方を申入れ、ジュノー博士も面会と外出の点については、幾分これに動かされたかの如き様子であつたが、これがあたかも同博士が「案内」の修正に同意したかの如く新聞等に報道されたため、同博士は22日これを否定するとともに、自分は助言者に過ぎず、決定は日本政府及び日赤が行うべきものであると声明し、また椎名官房長官も共産側の圧力によつて、既定方針が変

更されるような印象を与えることは好ましくならず、殊に韓国に対する関係上面白からずとの見地より、帰還案内は変更しない旨22日重ねて声明した。

- (6) 本件「帰還案内」の内容は、実際問題としても行きすぎであり、また法律上も無理があり、その実施に問題があることは当初から予想されたが、ジュノー博士の強硬な意見により、やむを得ず一応帰還者の自発的協力をえて実施するとの建前で、右様決定したものである。しかし、新潟において、国際委員会の代表が、自由意思による帰還であることを確認する措置は、基本的なものであつて、総連側の強硬反対があつても絶対にまげ得ないが、面会及び外出ならびに旗の携行等は協定の本質に関係なく一定の歴史的慣習もある次才であるから、今後情勢の推移により帰還者の保護及び治安上差支えなくなればこれを認めることもあり得る次才である。

(7) なお「帰還案内」の改訂をめぐる日本側の態度に関連し、日韓会談韓国側許政代表は9月24日沢田代表に面会を求め、日本政府が「帰還案内」の変更を行わないよう要望して、韓国政府は北鮮帰還問題については、全面的に反対の態度を表明しながらも内々は日本政府が今日まで発表したとおりの方針で実施する場合はこれをのみ込むつもりであるところ、最近日本側において総連側の反対により「帰還案内」に~~また~~また~~ま~~変更を加えられるとの報道が伝えられているが、もしそれが真意なれば折角再開された日韓会談にも悪影響を及ぼす結果となり、日韓会談の成功を熱望される岸総理の熱意にも反するゆえんであるので、右の次才を総理にも伝えられたいと述べた。

6. 小笠原諸島旧住民に対する補償問題

(32年9月号参照) 本件については日米両政府間の外交折衝により補償金額は600万弗、一括払いとし、ただしこの支払いは財

秘密指定解除  
情報公開室

昭和34年11月10日

120 部の内 号	極 秘 封
--------------	----------

アジア局重要懸案処理月報第17号

(昭和34年10月分)

アジア局総務参事官室

垂 総
B(59)
7

## 目 次

### ○北東アジア課関係

1. 第四次日韓全面会談
2. 抑留者相互送還
3. 日本漁船不法だ捕
4. 日韓貿易
5. 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題
6. 沖縄の「米軍砲撃訓練区域」問題
7. 西表島総合開発問題

### ○中国課関係

中華民国のだ捕した漁船返還交渉

### ○南西アジア課関係

日印租税協定締結交渉

### ○賠償部関係

1. ビルマ賠償が5年度実施計画提案
2. 対インドネシア賠償、借款等に関するインドネシア共和国政府との間の書簡の交換



## 北東アジア課関係

### 1. 才4次日韓全面会談

(1) 才4次日韓全面会談については、伊関アジア局長と柳大使との間で、韓国側専門委員の来日をまつて、すでに開かれている法的地位委員会と併行して、漁業及び「平和ライン」委員会を開くことに話合いがついていたところ、9月28日韓国側専門委員の来日をみた。

他方9月30日に開催が予定されていた法的地位委員会才5回会合は、同委員会の韓国側主査である兪鎮午代表が大統領と打合せずみの訓令を持参し、10月2日に帰任するので、柳大使の申入れにより、それまで会談を延期することになつていた。

ところが、その後北朝鮮「帰還案内」修正問題が紛糾したため、韓国側はその成行を重視し、2日には柳大使が本国政府と打合せのため再び帰国し、この間上記両委員

会は開催されないまま推移した。

その後10月12日兪鎮午代表もようやく帰任したので、10月9日一足先きに帰任していた柳大使は同12日伊関局長を来訪し、10月13日に法的地位委員会を、また10月15日に漁業及び「平和ライン」委員会をそれぞれ開くことを提案し、伊関局長はこれに同意した。ただ法的地位委員会については、わが方勝野主査が会談前に韓国側兪主査との私的会談を希望していたので、その開催日を14日に繰り下げることに合意した。

なお、兪鎮午代表が携行したといわれる訓令の要点は、柳大使が伊関アジア局長に説明したところによれば、凡そ下記のようなものである。

- a、韓国としては、韓国への帰還に関する協定が成立してから、2年以内に帰還するものに対しては恩恵的取扱（住宅、職業等のあつ旋等）を与える。

補償金の問題については米、韓、日及び日本の三者間で合意決定する。

帰還者の持ち帰り財産及び持帰金は無制限とする（北朝鮮帰還と同じ取扱いは困る）

b、日本に残留するものについては、選挙権、公務員になる権利を除き、永住権その他の権利につき日本人と同様の待遇を与えられるものとする。

c、この協定はできれば10月中にまとめるよう作業を進める。

(2) 本月中における各委員会の開催状況は、上記のような事情で渋滞気味となり、下記のとおり僅かに中旬以降各2回ずつ開かれた。

漁業及び「平和ライン」委員会

ホ1回（15日）、ホ2回（23日）

法的地位委員会

ホ5回（14日）、ホ6回（20日）

(イ) 漁業及び「平和ライン」委員会はホ4次日韓全面会談再開（8月12日）のらい

64日ぶりで再開されることになつたが、その為1回会合では双方委員の顔合せがあつた後、わが方大隈主査より、客年わが方より提案した日韓漁業協定案を基礎として討議を進めることを提案したのに対し、韓国側は2回会合で上記日本側提案は韓国側の考えと余りに距りがあり、討議の基礎となり得ないので、日本側よりさらに歩みより易い提案をなすよう要求し、これを日本側が拒否したので、さらに、次回会合を延ばして双方で打開策を研究するよう提案し、これに対し日本側より非公式会談でも新提案をなす考えなしと述べ押問答を繰返し、結局本質的討議に入ることなく終り、次回会合は11月4日に決つた。

(b) 法的地位委員会はまず2回会合では、前々回の会合で韓国側の説明した一般的问题のうち、日本に残る韓人の問題に関連して、日本側より(a)「太平洋戦争終了

の日」の具体的日付、(b)「在日韓人の子孫」の範囲及び(c)在日韓人の国籍等について日本側の考え方を説明した。韓国に帰るものの問題については、帰国者に対する便宜供与について韓国側から具体的に希望の表明があればこれを研究すること、ならびに準外交関係が成立している両国関係、使船の関係等に鑑み、帰還は集团的とするよりもむしろ個別的となすことが適当であると述べた。これに対し韓国側は、子孫の範囲を拡張解釈する意図はないが、分散家族については特別な考慮を払う必要があること、ならびに韓国側としてはできるだけ多数の在日韓人が帰国するよう積極的に帰還を奨励する考えであるとその集団帰還に対する基本的態度を明らかにした。

ついで6回会合では、主として韓国へ帰るものに与えられる便宜についてやりとりがあり、まずわが方より韓国側の

受入れ態勢、特に韓国政府が帰国者の  
resettlement に関して与える便宜が帰  
還を左右する大きな原動力となることを  
指摘しついでわが方の与え得る最大限の  
便宜について詳細説明を行つた。

これに対し韓国側は、日本側の発言は  
要するに旅行者や外国居住者の帰国等一  
般事情の下における帰国に対して適「さ  
れる施策についてであり、特別な事情の  
下に帰国する在日韓人の帰国はこれと異  
り、特別な戦後措置として解決されるべ  
きであり、従つて財産持出し、持帰り金  
等についても特別な措置が必要である旨、  
主張し、ついで双方の間に終戦前後にお  
ける在日韓人の動態について意見のやり  
とりがあつた後、わが方は日本側として  
はすでに終戦直後に行われた日本政府の  
援助による韓国帰還をもつて戦後措置は  
一段落したものと考えており、その際日  
本に残つたものは自由意思で残つたもの

であると応酬した。

- (3) 韓国側が韓国帰還問題に重点をおき、その解決を急ぐのはこれによつて北朝鮮帰還を実質的に阻止せんがためであり、このことは従来の交渉経緯からも明らかであるが、10月14日韓国側の要請により、日本側沢田、伊関、勝野、韓国側許政、柳、兪の6者会談が行われ、いわゆる補償金の問題が論議された。

席上<sup>↑</sup>韓国側は、しきりにこの問題の早期解決方を要望したので、わが方より、本件は韓国帰還問題と実際的には関係があるにしても表面的には全然別箇の問題として取扱われること、従つて支出の根拠も全く別箇のものとなるという従来の考え方を重ねて説明し、補償金額その他の条件についてはまず韓国側よりこれを提示するよう要求したところ、韓国側は何ら具体案を提示せず、一定の補償金さえもらえば、朝鮮事変の際に北鮮から多数の難民を受け入れた先



例にも鑑み、引揚者の受入処置については充分経験と自信があるような口吻であつた。

- (4) かかる折柄、10月26日日本政府及び日赤が最終的に「補足説明」を決定し、北朝鮮帰還案内の適用を事実上緩和したとの報道は韓国側に対し相当強いショックを与えたものの如く、10月27日許政及び張鏞根両代表が、また翌28日には柳大使が本国政府と打合せのため急拠帰国した。

## 2. 抑留者相互送還

- (1) 釜山に抑留中の日本人漁夫と大村收容所に收容中の不法入国韓人の相互釈放送還については9月初め日韓双方の間に抑留者名簿が交換され、韓国側の名簿照合手続の終了をまち、大体10月中旬頃には相互送還が実施される見透しであつた。
- (2) 10月2日日韓事務打合会議が開かれ、その席上韓国側より台風のため大村收容者名簿の照合手続がおくれたが、この程980名中178名につき照合を終つたので、大

村における現地調査を開始する旨報告があつた。

(3) 他方本件相互送還がかねてから韓国側により北朝鮮帰還を阻止するための取引の材料に利用されている節があり、先月来帰還案内修正問題がこじれるに伴い、いよいよその傾向が濃厚となるに至つたので、10月12日伊関局長は柳大使と会談し、相互送還を早急に実現するため、韓国側が名簿の照合を急ぐよう要望したところ、同大使は日本漁夫の送還は責任をもつてできる限り月末頃までに実施されるよう努力する旨答え、ついで16日の伊関、柳会談で、柳大使はその後約500名の照合手続を終つたので、近日中にそのリストを日本側に手交できる旨述べた。

(4) その結果10月17日に韓国側より入管に対し大村収容者中韓国側で調査を終了したもの536名分のリストを送付越した。

(5) なお米大使館当局よりの内報によれば、マ

ツカーサー大使は10月23日許政代表及び柳大使と会見の際、韓国側が相互送還の実施を渋り、いつまでも共産党の常套手段たる人質外交をつづけていることを非難し、釈放実施の時期を究明したところ、柳大使は11月10日ないし15日頃になる旨淡々洩らした趣である。

### 3. 日本漁船不法だ捕

- (1) 9月30日韓国側により不法だ捕されたオ18幸洋丸については同日伊関アジア局長よりとりあえず口頭にて柳大使に対し抗議を申入れておいたが、10月5日韓国代表部に対し口上書を送り正式に抗議を行つた。
- (2) 10月8日韓国側張曠根代表は伊関局長及び高橋水産庁次長に対し、オ18幸洋丸だ捕事件について釈明するとともに、済州島近海に大挙出漁中の日本漁船の取締り方を要望したので、伊関局長は9日その旨海上保安庁長官に連絡し、操業に行きすぎがないよう指導方要望しておいた。(海上保安

庁カク管区当局は、10月9日中央よりの指示により業者に対し警戒注意報を發した。）

その後、12日にも柳大使より伊関局長に対し会談中は李ライン内操業を自肅するよう重ねて要望があり、さらに14日には韓国代表部陳参事官より中川北東アジア課長に対し濟州島近海における日本漁船の出漁が韓国国会で問題となつてゐるとて、日韓会談中は日本側も積極的に刺戟することを避け自肅の実を上げられたいと申出たので、同課長はすでに張暎根代表より伊関局長に対する申入れに応じ関係庁に自肅措置方要請済みであり、海上保安庁よりの報告によれば最近はかなり自肅の実が上つてゐる旨応酬した。

#### 4 日韓貿易

本年6月中旬、北朝鮮帰還に関する日朝間交渉の事実上の妥結を契機として、韓国政府は対日通商断交措置をとり、日韓全面会談再開後においてもわが方の再三の要望にもかか

わらず、同措置を解除しないまま今日に至っているが、10月12日伊関・柳私的会談において貿易問題が取上げられ、柳大使は無煙炭輸出につきわが方の強く要望せる3万1千トンを超える5万トンの対日輸出を提案するとともに、韓国米10万トンの日本肥料とのバーターを提案したのでわが方は無煙炭輸出については、ただちに経済局と代表部との間で具体的打合せを行うべきこと、韓国米と肥料のバーターについてはこれを研究してみると述べた。

その後、経済局よりの連絡によれば、代表部側は無煙炭輸出について15日以後、本国政府の発表がある旨述べたが、未だ本件発表はなく、バーター問題に関しても何ら進展なく、更に韓国政府当局が、韓国米を日本に輸出するとしても、これは対日通商関係復活を意味しないと表明していることにも照らし、日韓貿易の早急な正常化は困難視されている。

#### 5. 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題

(1) 日赤は、赤十字国際委員会代表の助言を得て、帰還実施に関する諸般の準備を進めるとともに、帰還者に帰還手続を周知徹底させるため「帰還案内」を作成し、9月21日より全国各地の日赤窓口で帰還申請の受け付けを開始したが、在日朝鮮人総連合会（朝総連）は右「帰還案内」中日赤の窓口及び新潟の日赤センターにおけるいわゆる「意思確認」等の撤回を要求し、帰還申請登録をボイコットする挙に出たため、北朝鮮帰還問題は暗礁にのり上げるに至った。

(2) 藤山外務大臣は、10月7日参議院予算委員会において社会党（左派）大和議員の質問に答え、北朝鮮帰還問題に関する政府の考え方を説明し、「この問題は居住地選択の自由という世界人権宣言の原則に従い解決するよう努力してきている。

ただこの問題が純粹であるにかかわらず送還の際何かで妨害行為が起ることは好ましくないので、そういう点について責任あ

る政府としても満足に帰れるよう措置せざるを得ないことはやむを得ない。そしてこれは人権をじゆうりんするために色々なことをやつたのではないことを帰還者側にも理解していただきたい。また行きすぎた点等については文書自体を直さなくても実際の運営において円満な解決をはかることができるものとする」旨述べた。

- (3) かかる折柄、北朝鮮赤十字会は10月10日日赤に対し電報をもつて(イ)日赤窓口において「意思確認」を行うこと、(ロ)新潟の日赤センターにおいて「意思の再確認」を行うこと、(ハ)見送り、面会等の禁止の三点は協定違反であるとしてはげしく日赤を非難し「帰還案内」中の関係部分の撤回を要求してきた。

これに対し、日赤は12日及び13日の両日にわたり政府関係当局と協議した結果、10月13日北朝鮮赤十字会あてに、11月11日新潟港へ到着するよう配船された



い旨電報し、さらに10月15日には上記北朝鮮赤十字会からの来電に答え、日赤の措置は協定違反ではないと下記の趣旨を返電した。

(イ) 4月22日のカ5回会議で日朝双方の間に「意思確認」の意味について了解が成立していること

(ロ) 新潟日赤センターの「別室」は密室でなく、全く普通の事務室であり、そこでは日赤代表が、協定カ3条2項に基いて国際委員会代表立合のもとに、帰還者を一世帯毎に意思変更はないかを確認するのであつて、これは協定違反ではないこと

(ハ) 見送り、面会等の問題については、帰還を實力で阻止しようとする動きがみえる現状において帰還を無事円滑に実施したいという意思にいたつたものであり、他意はないこと

上記日赤の電報に対し北朝鮮赤十字会より19日付をもつて、「協定の精神と諸規

定を忠実に履行することを確言された事実  
に注目しながら、在日朝鮮人の帰国が人権  
じゆうじんや民族的侮蔑、外部からの強迫  
なしに遅滞なく進められるよう期待する。  
帰還船はいつでも配船できるようすべての  
用意ができています」趣旨の回電があつた。

(4) しかし、10月10日付の北朝鮮赤十字会  
来電をいれた朝総連側はいよいよその態度  
を硬化し、事態は緊迫するに至つたが、こ  
の間岩本信行、帆足計、穂積七郎等帰国協  
力会及び日朝協会の幹部議員のあつ旋もあ  
り、政府及び日赤側は「帰還案内」自体は  
変更しないという建前の下に、本件打開策  
につき、慎重検討を重ねた結果、10月26  
日「帰還案内」中の問題点に関し下記要点  
を内容とする「補足説明」を決定した。こ  
れは決して今回の帰還業務の基本原則を譲  
つたものではない。

(1) 「意思確認」の問題は、元來帰還者が日  
本に留ることも、北朝鮮へ帰ることも、

南朝鮮へ帰ることも全く自由であることを十分に承知の上で、北朝鮮に帰ることを本人の意思によつて自由に選んだことを確認する趣旨であり、この点は本質的な問題であつて、絶対に曲げえないが、「帰還案内」の表現には必ずしも適切でない点もあり、従来朝鮮人間に誤解や疑惑を与えていたので、前述の意味における自由意思の確認以外に、帰還者の心理に圧力を及ぼし、または説得と誤解されるような質問のやりとりはしない旨の説明を加えて、本来の趣旨を明らかにした。

(四) 見送りや面会の禁止は、南朝鮮系の朝鮮人のうちには、実力をもつて北朝鮮帰還を阻止せんとする企みもあるやに伝えられた事態に鑑み、本来、帰還者の安全保護と秩序維持のために考えられた措置であり、本質的な問題ではなく、他方、万善を期するの余り、厳格に過ぎた面もあつたので、帰還者の保護と秩序の維持の

見地から差支えのない限り、実際の運用面において情勢に応じた措置をとりうるようにした。その結果、10月27日に至り、あつせん団体、朝総連側は上記「補足説明」を了承した。他方赤十字国際委員会は、10月30日付電報をもつて国際委員会は、個人の尊厳と自由意思を保障するための基本的諸条件、即ち

- (イ) 在日朝鮮人の帰還は個別的且つ自発的なものであること
- (ロ) 在日朝鮮人が自由に意思を決定できるために、日本に留まることも、朝鮮のいずれの地域へ赴くことも自由であることが十分に知らされていること
- (ハ) 登録または帰還業務の過程において如何なる圧力も在日朝鮮人に加えられてはならず、且つ彼等の身辺の安全が保障されていること
- (ニ) 帰還希望者は日赤または国際委員会代表に自由に相談できること

が満足されることを条件として援助を与えることを約束した次矛であり、かかる条件の枠内で最も適当な方法を日赤が、その責任において選ぶべきであり、日赤の定めた手続が実際にためされた後に国際委員会は初めてこの手続が前記諸条件を満足するものであり、従つて援助を与えることができるかどうか決定することができる旨を通報越した。

そこで日赤は10月31日付をもつて各支部に対し前記「補足説明」の趣旨を通達し、ここに帰還業務は順調に進展する見透しを得るに至つた。

- (5) 本件に関し従来韓国側においては日韓会談で韓国帰還問題について話合いがつけば北朝鮮帰還希望者は著減し、実質的に「北送」を阻止できるとの建前から、日韓間の話合いが成立するまでは矛一船の新潟入港を延期するよう要請し、あるいは日本政府が「帰還案内」を変更しないよう強く要望する

とともに、韓国帰還問題についての話し合いに力点をおいてきたところ、日本政府の上記「補足説明」が決定的となるや韓国代表部には狼狽の色がみえたといわれ、許政張曠根両代表及び柳大使は27、28日急拠帰国の途についた。

(6) なお米国務省スポークスマンは10月29日在日朝鮮人帰還問題について声明を発表し、日本の立場を支持する米政府の見解を明らかにした。

#### 6. 沖縄の「米軍砲爆撃訓練区域」問題

(1) 本件（処理月報9月号参照）については、その後も数回にわたり在京米大使館と話し合いを行つた結果、米側措置の実情並びに米側の見解は下記のとおりであることが明らかとなつた。

(イ) 問題のきつかけとなつた那覇無線局の放送は必ずしも米側の意図を正確に伝えていない。

(ロ) 米側は沖縄周辺の公海上に海空軍の演習

秘密指定解除  
情報公開室

北東課長

昭和34年12月10日

130 部の内  
13 号 極 秘

# アジア局重要懸案処理月報第18号

〔昭和34年11月分〕

アジア局総務参事官室

亜 総
B(59)
8

## 目 次

○北東アジア課関係	1
1. 第4次日韓全面会談	1
2. 抑留者相互送還	2
3. 日本漁船銃撃事件	11
4. 北朝鮮帰還問題	11
5. 西表島総合開発問題	14
6. 沖縄国土地の払下げ問題	16
○中国課関係	19
日中漁船の相互緊急避難に関する民間取極 の可否についての回答	19
○南東アジア課関係	21
1. 対グイエトナム賠償協定等に関する国会 審議	21
2. ルバング島残留日本兵救出工作	21
○南西アジア課関係	23
マラヤ連邦との数次入国査証付与確認	23





○北東アジア課関係

1. 第4次日韓全面会談 [別紙(持)参照]

(1) 10月26日、日本政府及び日赤が北朝鮮帰還案内の「補足説明」を決定して朝総連側と妥結したことを契機とし、韓国側がいよいよその態度を硬化したため、日韓関係は悪化の様相を示し、8日以降開催中の日韓全面会談は11月初めいらい文字通り麻痺状態に陥つた。すなわち11月2日には前回委員会での申合せにより、在日韓人の法的地位委員会の再開後第7回会合が開かれたが、4日に予定されていた漁業及び「平和ライン」委員会は、韓国側張璟根代表の帰任がおくれたとの理由で韓国側からの申出でにより無期延期となり、爾来月末までいずれの委員会も開かれなのまま経過した。

なお、上記法的地位委第7回会合では日本側より在日韓人の財産権、職業権、持帰り財産、永住権及び退去強制等に関

する見解を披瀝し、これをもつて昨年末韓国側の提示した draft agreement の各条項に対する日本側見解の全部の説明を終え、次回には韓国側の意見が開陳されることとなつた。

- (2) 周知のとおり、北朝鮮帰還については韓国側は当初から強硬反対しており7月30日に日韓全面会談無条件再開を提案したその真意も、この会談を通じ実質的に北朝鮮帰還を阻止することにあるとみられていた。韓国側はこの目的を達成するため、在日韓国人の韓国への集団帰国の方針をきめ、これが実施条件について先月来わが方との間に強い態度をもつて交渉を進めてきた。

しかるに、上記の如く、日赤と総連側との間に妥協が成立し、北朝鮮帰還がその実施の段階となつた結果、韓国側は、いよいよ帰還阻止のいわば土壇場に追いつめられた恰好となり、何らか積極的な

措置を講ずる必要に迫られるに至つたと  
みられた。

かくて11月4日在京韓国代表部柳大  
使は伊関アジア局長を来訪し、「在日朝  
鮮人の帰還に関する共同声明案」を手交  
し、これに対しわが方の同意を要請した。

韓国側が上記提案を行つたねらいは、  
北朝鮮帰還ボ1船が出港する12月14  
日以前に日韓間で北朝鮮帰還の場合より  
有利な条件の集団帰還取極めを結び、こ  
れによつて局面の打開を図らんとするこ  
とにあるものと見られたが、同案は韓国  
側がこれまでの日本側との屢次の非公式  
会談でくり返えし要請したところを共同  
声明の形にまとめたものにすぎず、この  
ままではわが方としては到底容認し得な  
い内容のものであつた。よつて伊関局長  
はこれを拒否した。

(3) 上記伊関・柳会談に引続き、韓国側は5  
日沢田・柳会談、9日山田(次官)・柳

会談、10日伊関・柳会談及び14日沢田・柳会談等においても執拗にわが方の同意を要望し、山田次官に対しては「少くとも今週末（14日）までにはつきりした回答をいただきたい」と強く要望した。

これに対し、わが方はこれまで屢次説明した趣旨をくり返し述べるとともに、上記韓国側要望の次矛についてはさらに研究することとするも、釜山抑留日本人漁夫の送還実現が先決であり、韓国側が相互送還の実施をこれ以上引き延ばす限り日本側としては日韓帰還協定について考慮しないだろうと、これまでの強い態度をくり返し表明した。

- (4) しかし、上記韓国側の態度にかんがみ、もし、わが方において韓国側の申出でを明確に拒否するときは今後の日韓関係は悪化し、その結果、会談は中断ないし決裂の事態に陥ることも予想され、他方米

国側は、かかる事態の真相と日本側の立場を充分諒解しつつも、わが方より積極的に会談を決裂するが如きことなきようかねてから善処方要望していた関係もあり、島大使は12日在京米大使館レオンハート公使の来訪を求めこれまでのいきさつを説明し、もしわが方が韓国側提案を受入れなかつたため会談が中絶するような事態が生じたとしても、それは決して日本側の責任でないことにつきあらかじめ米国側の諒解を求めた。

その際島大使は下記要旨を述べた。

今回の韓国側提案の底意は、要するにこれによつて北朝鮮帰還者をできるだけ多く、韓国側に引きつきたいという点にあると推料されるが、もし韓国政府が真けんに北朝鮮帰還者の数を少なくしたいと考えているのであれば、韓国へ帰還した者には北朝鮮へ帰還した者よりもより有利な待遇が与えられ、韓国帰還がみ力

あることを韓国政府自ら韓国帰還希望者に徹底させるべきであつて、日本が北朝鮮帰還阻止の片棒をかつがされることには反対である。しかるに、韓国側は、日本がこれに応じなければこれ以上日韓会談を継続するのは困難となるかもしれないと恫喝めかしている。もとより日本側としても会談を継続し、年来の諸懸案を全面的に解決することを強く希望するものであるが、上述のとおり、日本が北朝鮮帰還阻止計画に加担しなかつたとの理由で韓国側が会談を中絶ないし決裂させても、日本側としてはどうともしようがなく、もちろん責任をとることはできない云々。

- (5) これよりさき、韓国側は在京米大使館当局に対し、いまのような状態で推移すれば韓国側としては12月14日北朝鮮帰還舟1船の出港までには会談を中絶せざるを得ないような事態に追込まれるべき旨

洩していた趣であるが、マツカーサー大使は29日柳大使と会い、日本側の立場を説明した後、このような事態に鑑み、米国としては、従来の如き間接的な仲介の態度をやめ、今後は直接的なあつせんをしたい考えであるので、韓国側が本件を白紙で米国の仲介に委ねるよう提案するとともにその旨来週早々にでも帰国し李大統領と相談するよう要望した趣である。

その結果、柳大使は本国政府と打合せのため帰国することとなつた。

(なお柳大使は12月1日帰国した。)

## 2. 抑留者相互送還

- (1) 釜山抑留日本人漁夫と大村に收容中の韓国人不法入国者の相互釈放送還については、9月初め双方の名簿交換を終り、韓国側の名簿照会手続も10月初めまでにほぼ完了するに至つたので、わが方としてはできるだけ速かにこれを実施するよ



う機会ある毎に韓国側を督促してきたところ、韓国側はこの問題を北朝鮮帰還問題とからませ、言を左右にして既にこれまで前後3回にわたってその実施を延期してきた。

- (2) かくて11月4日に行われた伊関・柳会談においても柳大使はこの問題に対する韓国側の立場を重ねて説明し、「日本側が、北朝鮮帰還計画を進める上で、日赤の帰還案内を修正し早急に実現させようとの態度をとつたため、韓国本国の空気は著しく悪化し、相互送還を実施することが困難となり、勢い本月半ば頃の予定も延期せざるをえなくなつた」と述べたので、伊関アジア局長は、相互送還の実施が韓国側の都合により今日までにすでに数回にわたり延期されていることを指摘し、「これ以上実施を延期するのでは、日本側としては如何に希望するも、も早や会談の継続のしようがないので、少し

冷却期間をおくことにしては如何」と強硬に応酬した。

ついで翌5日の沢田・柳会談においても沢田代表より、漁夫送還促進方を求めたが、これに対し柳大使は北朝鮮問題での日本側出方が韓国の世論を刺戟し実施はますます困難となつたと上記伊関局長に述べたと同様趣旨をくり返すのみで釈放については言を以てし明確な回答をさけた。

(3)その後11月9日柳大使は山田事務次官を来訪し、韓国係官の現場調査によれば日本側が、その提出した韓人不法入国者名簿の中から約40名も一方的に仮釈放ないし送還した事実があることが判明したが、このような日本側の独断的措置は漁夫釈放にも支障をきたすべしと抗議めいた申し入れをなした。よつて同次官は日本側の提出したのは収容者名簿であり送還者名簿でないことを指摘するととも

に「かかることを口実として漁夫の釈放を妨げることは問題の本質からみて面白からず」と述べ韓国側が速かに漁夫釈放を実施するよう強く要請した。

- (4)しかし、上記韓国側の不誠意な態度からみて漁夫送還の実施はその見透しをつけることさえ困難となり、旁々厳冬を目前に控え漁夫の健康状態も憂慮せらるるに至つたので、11月28日山田事務次官は柳大使の来訪を求め、本件釈放を促進するため下記要旨を申入れるとともに、これを文書として手交した。

抑留漁夫の送還は、本来人道的問題であるので、他の問題にかかわりなく、かつ何れの問題にも優先して速かに実行されるべき性質のものであるにかかわらず韓国側は瑣事に藉口し屢次これを延引せしめ今日まで実行しないのは甚だ遺憾である。日本政府は韓国政府が日本人漁夫送還の確定日を約束し、これを実行する

よう強く要請する。

### 3. 日本漁船銃撃事件

日韓全面会談が停頓し、日韓間に相互送還問題をめぐり厳しいやりとりが行われている折も折、11月15日日本邦漁船才27松島丸が済州島東方の公海上において韓国警備艇により数次にわたり銃撃を加えられ同船漁撈長が負傷するという不詳事件が発生した。

16日アジア局三宅審議官は韓国代表部陳参事官を招致し、とりあえず口頭をもつて本件に関し嚴重抗議したが、11月21日韓国代表部に対し口上書を送り、本件不法行為について韓国政府による陳謝を要求し責任者の嚴重処罰、損害賠償を求め、この種事件の再発防止のため有効適切な措置を韓国政府がとるよう嚴重抗議を行った。

### 4. 北朝鮮帰還問題

(1) 11月4日より北朝鮮帰還希望者の登録申請が再開され、その後登録は順調に進

んでおり、月末現在日赤本社に報告され、かつ、日赤より赤十字国際委員会に取次いだ申請者数は4,554名に達している。

他方この間、日赤及び厚生省関係当局においては9日帰還船運航計画について1次帰還船は12月14日に新潟を出港し、引続き21日1船、28日1船を年内に出すことならびに14日以後は明年1月20日頃以降とすることなどを決定し、同日これを日赤より北朝鮮赤十字会あてに電報し、配船方を依頼した。これに対し13日北朝鮮赤十字会より上記日赤の計画に同意する旨回電があり、爾来双方とも諸般の準備を進めている。

- (2) これよりさき、在京韓国代表部柳大使は11月5日沢田代表を来訪し、赤十字国際委員会の在ジュネーブ日本政府代表にあてた本件回答(前月号参照)は何ら日本側の北朝鮮帰還案内修正を approve したものでないと認められると抗議めい

た申入れを行うと同時に会談後、同大使は「4日から再開された在日韓国人の北送申請には約4,000名が登録に参加したが、これは20ないし30世帯が集団的に、しかも共産主義団体の厳しい統制のもとで登録されたものであつて、自由意思に基づいて行われることを要求する国際赤十字の主義、精神を逸脱した証拠である」との趣旨の声明を發表した。

- (3) 在京米大使館当局からの連絡によれば、米国政府は上記の如き韓国側の態度に鑑み、10日在京城米国大使を通じ、韓国政府に対し、米国政府としては、(1) 帰還業務が赤十字国際委員会の原則を満足させないことが明らかとなつた場合、国際委は手をひく旨声明していること、(2) 自由意思確認の原則について日本政府は保障を与えていること、(3) 新潟日赤センターでは赤十字国際委員会代表と直接面接する手段が開かれていることを帰還者に周

知らせる所要の揭示が行われること等の  
事実を鑑み、自由意思確認について十分  
な保護手段が講ぜられていると認める旨  
を述べるとともに、韓国政府がこの際輕  
挙妄動をしたりあるいはこのため日韓会  
談を決裂させる等の措置に出ないよう希  
望する旨申入れた趣である。

(4) なお、大村収容所に収容中の韓人のうち  
かねて北朝鮮帰還の希望を表明していた  
男女約100名は、被収容者は今回の帰  
還協定の対象から外されていることを指  
摘し、即時釈放とオノ船帰還を要求し、  
10日からハンガーストライキに入つた  
が、朝総連がわざわざ中央から幹部を現  
地に派遣し、鋭意説得に努めた結果、ス  
ト側も17日ストを中止することに同意  
した。

#### 5. 西表島綜合開発問題

(10月号参照) 本件米側よりの申入れ  
(日本側が同島綜合調査につき農業部門を



特

○北東アジア課関係（11月分）

1、オ4次日韓全面会談

(1) 10月26日、日本政府及び日赤が北朝鮮帰還案内の「補足説明」を決定して朝総連側と妥結したことを契機とし、韓国側がいよいよその態度を硬化したため、日韓関係は悪化の様相を示し、8日以降開催中の日韓全面会談は11月初めいらい文字どおり麻痺状態に陥つた。すなわち11月2日には、前回委員会での申合せにより、在日韓人の法的地位委員会の再開後オ7回会合が開かれたが、4日に予定されていた漁業及び「平和ライン」委員会は、韓国側張曠根代表の帰任がおくれたとの理由で韓国側からの申出でにより無期延期となり、爾来月末までいずれの委員会も開かれなのまま経過した。

なお、上記法的地位委オ7回会合では日本側より在日韓人の財産権、職業権、持帰り財産、永住権及び退去強制等に関する見



解を披瀝し、これをもつて昨年<sup>末</sup>来韓国側の提示した *draft agreement* の各条項に対する日本側見解の全部の説明を終え、次回には韓国側の意見が閉鎖されることとなつた。

(2) 周知のとおり、北朝鮮帰還については韓国側<sup>は当初より強硬反対しており7月30日に日韓</sup> 全面会談無条件再開を提案したその真意も、この会談を通じ、実質的に北朝鮮帰還を阻止することにあるとみられていた。韓国側は、この目的を達成するため、在日韓国人の韓国への集団帰国の方針をきめ、これが実施条件、とくに帰国者の持帰り財産及び補償金等の問題について先月来わが方との間に強い態度をもつて交渉を進めてきた。しかるに、上記の如く、日赤と総連側との間に妥協が成立し、北朝鮮帰還がその実施の段階となつた結果、韓国側は、いよいよ帰還阻止のいわば土壇場に達いつめられた恰好となり、何らか積極的な措置を講ずる必要に迫られるに至つたとみられた。

かくて、11月4日在京韓国代表部柳大使  
は伊藤アジエ局長を来訪し、下記の如き、  
「在日朝鮮人の帰還に関する共同声明案」  
を手交し、これに対しわが方の同意を要請  
した。

『太平洋戦争の戦いが終止した日及びそ  
の以前から日本に居住している韓僑（以下  
では在日韓僑という）が日本に移住するよ  
うになつた背景の特殊性と彼等の大多数が  
極貧状態に処している事実に鑑み、及び彼  
等が自由に大韓民国に帰還出来るように特  
別措置を講ずる必要性を認めて、

大韓民国政府と日本国政府は具体的な協  
定が締結されるまで暫定的に次の原則に対  
し合意をした。

1. 日本国政府は

- (1) 大韓民国に一定期間内に帰還する人の  
ために一定額の植償金を支払う、この  
金額は彼等の帰還及び再定着のために  
使用される。」

(2) 在日韓僑の帰還のために必要な施設及び便益を供与する。それから

(3) 兩國政府によりつくられる措置に従つて彼等の全財産を自由に持出し、全所有金を送金出来るようにする。

## 2 大韓民国政府は

(1) 在日韓僑の滞日期間中の政治的關係にかかわらず彼等の帰還を受け入れる。

(2) 在日韓僑の大韓民国における再定着のために必要な措置を講ずる。

3 日本に居住する限り、在日韓僑は、大韓民国政府当局者に対する相談なしには、強制退去の対象とならない。又参政権及び公務員となる権利を除いては日本人に供与すると同一な処遇を受ける。』

韓国側が上記提案を行つたねらいは、北朝鮮帰還ボノ船が出港する12月14日以前に日韓間で北朝鮮帰還の場合より有利な条件の集団帰還取極めを結び、これによつて局面の打開を図らんとすることにある

ものと見られたが、同案は韓国側がこれまでの日本側との屢次の非公式会談でくり返えし要請したところを共同声明の形にまとめたものにすぎず、このままではわが方としては到底容認し得ない内容のものであつた。よつて伊関局長は、これを拒否した。

(9) 上記伊関・柳会談に引続き、韓国側は5日沢田・柳会談、9日山田(次官)・柳会談、10日伊関・柳会談及び14日沢田・柳会談等においても執拗にわが方の同意を要望し、ことに10日の伊関・柳会談では柳大使は「名義は何でもよいからともかく何がしかの金を支給することを約束してもらいたい」と述べ、また山田次官に対しては「少くとも今週末(14日)までにはつまりした態回答をいただきたい」と強く要望した。

これに対し、わが方は、帰国者に対する便宜供与、持帰財産等の問題は今後の委員会において事務的に取上げらるべき問題で

あり、補償金については「補償金」という名目では問題にならないとこれまで屢次説明した趣旨をくり返し述べるとともに、上記韓国側要望の次序についてはさらに研究することとするも、もし万一日本側において何か約束するにしても、釜山抑留日本人漁夫の送還実現が先決であり、韓国側が相互送還の実施をこれ以上引き延ばす限り、日本側としては日韓帰還協定について考慮しないだろうと、これまでの強い態度をくり返し表明した。

- (4) しかし、上記韓国側の態度にかんがみ、もし、わが方において韓国側の申出でを明確に拒否するときは今後の日韓関係は悪化し、その結果、会談は中断ないし決裂の事態に陥ることも予想され、他方米国側は、かかる事態の真相と日本側の立場を充分諒解しつつも、わが方より積極的に会談を決裂するが如きことなきようかねてから善処方要望していた関係もあり、島大使は12日在

京米大使館レオンハート公使の来訪を求め  
補償金問題に<sup>つ</sup>いて  
これまでのいきさつを説明し、もしわが方  
が韓国側提案を受け入れなかつたため会談  
が中絶するような事態が生じたとしても、  
それは決して日本側の責任でないこと  
につきあらかじめ米国側の諒解を求めた。

その際、島大使は下記要旨を述べた。

韓国人帰還者の定着を援助する意味で、  
日本政府が何らかの財政的援助を行うとし  
ても、表向きにこれを韓国人の南鮮帰還と  
結びつけることはできない。またその実施  
時期についても日本側としては少なくとも日  
韓間に正常な国交関係が樹立された後でな  
ければいけない。今回の韓国側提案の底意  
は、要するに、これによつて北朝鮮帰還者  
をできるだけ多く韓国側に引きつけたい  
という点にあると推料されるが、もし韓国政  
府が真けんに北朝鮮帰還者の数を少なくし  
たいと考えているのであれば、韓国へ帰還  
した者には北朝鮮へ帰還した者よりもより

有利な待遇が与えられ、韓国帰還がみ方あることを韓国政府自ら韓国帰還希望者に徹底させるべきであつて、日本が北朝鮮帰還阻止の片棒をかつがされることには反対である。しかるに韓国側は、日本がこれに應じなければこれ以上日韓会談を継続するのは困難となるかもしれないとほのめかしている。もとより日本側としても会談を継続し、年<sup>末</sup>の諸懸案を全面的に解決することを強く希望するものであるが、上述のとおり、日本が北朝鮮帰還阻止計画に加担しなかつたとの理由で韓国側が会談を中絶ないし決裂させても、日本側としてはどうともしようがなく、もちろん責任をとることはできない云々。

(5) ~~とはいえ~~、この間わが方においても鋭意局面打開策の発見につとめ、種々具体案の作成も試みたが結局、現在秘密文書の形で何らかの約定を与え、韓国政府が信義を守らず一方的に発表でもしたら甚だ面白くない



との意見が有力となり、結局補償金問題に  
ついては、この際米国のあつせんによる以  
外にうまい方法はないというところ落ちつ  
いた。

かくて11月27日及び28日の両日に行われた伊國・柳会談の席上、伊國アジア局長は本件補償金問題に関する柳大使の重ねての要望に答へ、わが方において種々検討した結果、日本側としては現在文書による何らかの約定をなすことは到底不可能である旨述べた。

(6)  
(8) これよりさき、韓国側は在京米大使館当局に対し、いまのような状態で推移すれば韓国側としては12月14日北朝鮮帰還船1船の出港までには会談を中絶せざるを得ないような事態に迫込まれるべき旨洩していた態であるが、マツカエーサー大使は29日柳大使と会い、本件補償金問題につき、仔細に日本側の立場を説明した後、このような事態に備へ、米側としては、従来の如き開



接的な仲介の態度をやめ、今後は直接的な  
あつせんをしたいと考えてあるので、韓国側  
が本件を白紙で米国の仲介に委ねるよう提  
案するとともにその旨来週早々にでも帰国  
し李大統領と相談するよう要望した趣である。

その結果、柳大使は近く本国政府と打合せのため帰国することとなつた。

(なお柳大使は12月1日帰国した)

昭和34年12月



○北東アジア課関係(12月分)

1. 才4次日韓全面会談(抑留者相互送還問題を含む)

(1) これまでわが方は、1日も早く漁夫の釈放を実行せしめるため最善を尽してきたが、韓国側は北朝鮮帰還問題や日韓会談の進行状況とからませて次々にその約束した漁夫送還の日取りを遅延したので、わが方としては、もし韓国側が年内に漁夫送還を実行しなければ、これ以上日韓帰還協定についての話し合いを行うことはできないとの強い態度をとり、他方在京米大使館当局においても、わが方の要請に応じ、韓国側に対し、是非ともこの際早急に漁夫の送還を実行することと、北朝鮮帰還の妨害や阻止を止めることなどを強く勧告してきた。

このようなことがあり、かたがた北朝鮮帰還才一船の新潟出港予定日の12月14日も目前に迫るに至り、韓国側としても何とかその態度を決定する必要に迫られるに

至つた模様であり、その結果、柳大使は12月7日日本国政府と打合せのため帰国した。

(2) そもそも在日朝鮮人の問題について、韓国側は在日韓人の韓国帰国に伴ういわゆる「補償金」の支払に日本側が同意することを終始強く要請していたが、日本側としては補償金問題につき現在文書による約束は一切行わないとの建前を堅持しつつ韓国側との交渉に応じてきた次第である。かくて12月4日京城から帰任した柳大使は翌5日山田事務次官及び伊関アジア局長を来訪し、本国政府の訓令に基く趣をもつて次の趣旨の提案を行つた。

(1) 12月10日頃までに日韓会談の法的地位委員会では在日朝鮮人の韓国への帰還及び日本に残留する朝鮮人の処遇について原則的に合意を行うとともに、12月14日までに大体次のような趣旨の両国政府共同声明を發表する。

(a) 韓国政府は、韓国への帰還を希望する

在日朝鮮人を韓国に受け入れ、韓国におけるその再定着のため、所要の援助を与えること。

(b) 日本政府は、韓国政府のこの決定を歓迎し、これら帰還者に対して所要の便宜を与えること。

(c) 日韓両国政府は、日本に残留する朝鮮人の処遇に関する方針（参政権、公務員となる権利など日本国民のみに留保されている権利を除き、内国民に近い待遇を与えることを意味する）について原則的合意に達したこと。

(d) 日本側が(イ)に同意するならば、韓国側は年内の一定の日に釜山の日本人漁夫の送還と大村の朝鮮人の引き取りを実行することを確約するとともに、その趣旨の共同声明を上記(イ)の共同声明と同時に発表する。

(3) 以上のような提案ならば、わが方としても原則的に差支えないのみならず、漁夫の年

内帰還も実現せしめ得るし、また在日朝鮮人の韓国への帰還の途も開かれるので、上記韓国側提案に応ずることとし、ただ形式上共同声明（公表）と合意議事録（非公表）の二本建てにする建前をとりこの線で韓国側と話を進めることになった。

そこで藤山外務大臣は12月8日の閣議で日韓会談及び漁夫釈放問題に関するこれまでの経緯を報告し、目下わが方においては上記のとおり韓国側提案に応じ関係各省の協力を得て本件交渉取りまとめ方につき最善を尽している旨述べその了承を求めた。

他方、この間（12月5日～11日）日韓間でまた日本側関係各省間で、日韓共同声明案及び合意議事録案について種々検討をつづけたが、12月9日の日本側伊関アジア局長、勝野入管局長、韓国側柳大使、兪鎮午代表の四者会談の結果、共同声明及び合意議事録案の内容についてほぼ原則的に合意が成立したので、10日に法的地位

委員会を開き、これらを正式決定した上で日韓共同声明を發表することとなつた。

その後韓国側の要請により上記法的地位委員会の開催は日延べとなつていたが、12月11日に至り、韓国側が北朝鮮帰還問題に抗議した口上書を、また12月14日には本件を国際司法裁判所に提訴することを求める口上書を相次いでわが方に提示したり、他方12月14日には北朝鮮帰還カ一船が新潟を出港したことなどがあつて、日韓交渉は一旦小休止に入るの止むなきに至つた。

- (4) しかしその後事態もやや静まり、12月16日柳大使は伊関局長に対し、韓国側は国際司法裁判所提訴問題に関する日本側回答の如何にかかわらず、日韓会談を継続する意向であることを通知した。そこで12月19日わが方は従来わが方試案に若干修正を加えた合意議事録案、同付属了解案を作成し、12月21日伊関局長よりこれを柳大

以下別紙  
持参照

使に提示したところ、同大使より2、3の修正申出であつたが、翌12月22日の日本側伊関局長三宅審議官及び韓国側柳大使、兪鎮午代表の会談ならびに同日夜の三宅審議官と陳参事官の会談の結果、細目に関する1、2の留保点を除き日韓間に一応意見の一致をみた。

その後も連日にわたり伊関・柳会談及び事務レベルの話し合いが行われ、<sup>最</sup>前後の仕上げに努めたが、遂に細目について日韓間の意見が全面的最終的には一致するに至らず、漁夫送還も実現しないまま越年することとなつた。

## 2. 北朝鮮帰還問題

(1) 12月中下記のとおり3次にわたり北朝鮮帰還が実施され、年内に総数2942名が北朝鮮へ帰還したが、この間憂慮された韓国居留民団側による妨害行為は鉄道線路座り込み、デモ、新潟日赤センター爆破未遂事件(オ三項参照)などがあつたが、わが

方の適切かつ嚴重な警戒措置によりいずれも大事をみるに至らず、妨害運動は帰還の進むに従つて漸次低調となつた。

12月14日	カ1船	975名
12月21日	カ2船	976名
12月28日	カ3船	991名
計		2942名

(注) 帰還船にはソ連船トボリスク号とクリリオン号の両船が使用され、出港地は新潟、着港地は清津であつた。なお、上記帰還に際して帰還者の意志確認などの帰国業務は順調に行われ、また、3次を通じ意思変更者は1名のみであつた。

(2) (イ) 周知のとおり、韓国側は日本側の北朝鮮帰還計画については終始強硬な反対の態度をとつてきた次第であるが、12月に入り北朝鮮帰還船の出港がもはや避け得られない事態となつてもその態度は変わらず、12月5日、わが方に対し在日韓国



人の韓国帰還と日本にとどまるものの処遇に関し、日本政府との間に早急にとりきめを結び、抑留者相互送還については右取りきめができ次第直ちに実施したいとの申し入れを行い実質的に北朝鮮帰還を骨抜きとするよう百方これ努めていたところ（亦一項参照）、12月11日、北朝鮮帰還船の新潟出港を目前に控え、在京韓国代表部柳大使は山田事務次官を来訪し、北朝鮮帰還に抗議する下記趣旨の口上書を手交した。

「韓国政府は朝鮮における唯一の合法的政府として日本在住の自国民を保護する正当な権利と責任をもっている。

しかるに日本側は在日韓人を朝鮮の北の部分へ強制送還するため、その計画を押し進めている。日赤によつて遂行されている北朝鮮送還の仕事は日本政府の予めの了解と確実な協力なしには実行不可能であり、日本政府が最初からこの強制

送還計画について決定を行い、かつ重要な役割を演じたことはいうまでもない。

しかし、韓国側は日韓会談の再開を提案し、本年8月12日以後再開された会談において在日韓人の問題は他の諸問題に優先して討議されるべきであることが合意された。韓国側はこの問題は1957年12月31日の合意議事録の諸条項に厳密に従つて解決されるべきであるとの方針の下に日韓側と折衝した。

しかし日本政府の最近の行為は1957年12月31日に合意をみた韓人居住者の地位及び処遇に関する合意議事録の公然たる破棄である。

さらに日本側は、1959年8月26日共同発表を行つたとき、在日韓人の問題を処理する3条項があることを確認することに同意したが、これは上記合意議事録の解釈と適用の理論的帰結であるところ、日本側は外交会談において本件3条項の解決を不

当に延引した。

最近における事態の発展は強制送還計画が真の実行の段階に入ったことを示しているが、外交会談が進行途上にあるときにおいて両当事国が外交会談に提議することに関し合意した議題を一方的に処理する権能があるか否かにつき日本政府の釈明を求める。韓国政府としては、日本政府の行動は現に進行中の日韓会談を破壊しようとする意図から出たものと信ぜざるを得ない。

韓国代表部は在日韓人を一方的に強制送還することについて日本政府に対し最も厳重な抗議をするとともにこれにより起ることあるべき結果について日本政府が単独でその責任を負うべきであることを明らかにする。」

(四)また、上記ノ2月11日の会談の際、柳大使は、山田事務次官に対し、日韓全面会談において解決をみるまでの間において在日朝鮮人の北朝鮮帰還を日本側が一方的に実

施することは不適當であるとの趣旨を述べ、本件を国際司法裁判所に付託することに日本政府が同意するよう及び日本政府が付託を希望する場合は、暫定的措置として北朝鮮帰還を直ちに停止するよう提案した。

ついで、柳大使は14日伊闕アジア局長を来訪し、上記山田次官への申出での次矛をエイド・メモアールにて手交し、日本側が本件韓国側提案に対し速かに回答するよう督促した。

(ハ)これに対しわが方は上記韓国側提案を慎重検討した結果、日本政府としてはこの問題で応訴しないとの基本方針を決め、18日藤山外相は同日の閣議にその旨報告し了承を得たので、山田外務次官は同日午後柳大使を外務省に招致し北朝鮮帰還問題を国際司法裁判所に付託するよう求めた韓国政府の提案に応じ得ないと下記の趣旨を回答しその旨をエイド・メモアールにて手交した。

「(1)竹島問題、李ライン問題のような法律

問題が外交交渉により解決困難な場合には、その司法的解決を国際司法裁判所に求めるべきである。

(2) しかるに、北朝鮮帰還は、本来個人の自由選択による帰還であり、いかなる政府といえども侵害できない基本的人権である。

(3) 日本政府としては本件を専ら個人の自由意思に基づいて処理する旨を才4次日韓全面会談再開以前から明確にしてきており、また人道問題について国際的に最高権威をもつ赤十字国際委員会もこれを承認し、現にその指導と援助の下に、帰還業務が行われ、さらに世界の多数の国々もこの日本政府の処理方針を支持している。

(4) 以上の次才にかんがみ、日本政府は、本件は国際司法裁判所に付託すべきものではなく、またその必要もないと考える。」

(二) 12月18日、柳大使は山田事務次官及び伊関アジア局長に面会を求め、北朝鮮帰還船2艘の乗船者名簿中に大村収容所から仮放免された42名の朝鮮人不法入国者が包含されているとの新聞報道を指摘し、その事実を質すとともに、これらの北朝鮮帰還に対し抗議するところがあったが、その後12月22日韓国代表部文二等書記官は中川北東アジア課長を来訪し、12月19日に新潟を出港した北朝鮮帰還船2艘で上記42名の朝鮮人不法入国者が北朝鮮に「送還」されたとの新聞報道に関連した下記趣旨の口上書を手交した。

「(1) 2次世界大戦の終了以前から日本に在留していた在日朝鮮人が、北朝鮮に「送還」されることに反対する韓国政府の立場は不変である。

(2) 42名の仮放免韓人が送還されたとの新聞報道が事実であるならば、日

本政府の行為は1957年12月31日付日韓間取極め及びその後日韓連絡委員会で日本代表のなした約束などに矛盾する。

(3) これら不法入国者の北朝鮮行きを許容することは共産党員の韓国潜入につき退路を提供することを意味する。

(4) 上記次方にかんがみ、韓国代表部は本件につき最も強硬な抗議を申入るとともに、日本外務省が本件を明白にすることを要求する。」

上記韓国側の不当ないい掛りに対し12月22日情報文化局より「密入国朝鮮人問題について」の記事資料を發表し、朝鮮人不法入国者の送還にまつわるこれまでの経緯を明らかにし、更に近くわが方の立場を明らかにした口上書を韓国側に送達する予定である。

重要案件処理月報 12月分

(特)



(4) しかしその後事態もやや静まり、12月16日柳大使は伊関局長に対し、韓国側は国際司法裁判所提訴問題に関する日本側回答の如何にかかわらず、日韓会談を継続する意向であることを通知した。そこで12月19日わが方は従来の方案に若干修正を加えた合意議事録案、同付属了解案を作成し、12月21日伊関局長よりこれを柳大使に提示したところ、同大使より2、3の修正申出があつたが、翌12月22日の日本側伊関局長三宅審議官および韓国側柳大使兪鎮午代表の会談ならびに同日夜の三宅審議官と陳参事官の会談の結果、細目に関する1、2の留保点を除き日韓間に一応意見の一致をみた。

その後も連日にわたり伊関・柳会談および事務レベルの話し合いが行われ、前後の仕上げに努めつつあつたところ、12月30日に至り後記のように「補償金」問題についての話し合いが頓座したため、一般問題に関する交渉も停止するのやむなきに至り、漁夫送還



は遂に実現しないまま越年することになった。

(5) 既報のとおり韓国帰国者に対するいわゆる「補償金」問題は、米国を仲介とする三角方式による以外には適当な解決方式を見出すことは困難とみられるに至り、マツカーサー米国大使自ら本件あつせんに乗りに出た次弟であるが、直接間接韓国側の態度をサウンドした結果、少くとも日韓会談がまとまって日韓の国交が樹立された際には、韓国国民の社会福祉を助けるために、わが方は国会の承認を得た上で何がしかの金額の援助を与えることを考えているというわが方の意のあるところを米国を通じて間接的にひびかせなければ、韓国側は日韓会談を決裂せしめ、到底漁夫の積放を實行しないということが明らかになったので、米国側とも相談の結果、

(1) わが方としては、藤山大臣からマツカーサー大使に対し日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して、正式に両国の国交が樹立された際には、日本政府は韓国国民の福祉に寄与する目的をもつて一定金額を支

出するために所要の国内手続をとる所存である趣旨の口頭陳述を行い

(四) 一方、米国側としては、わが方が右対韓援助を行う時までの時間的なギャップをカバーするため、北朝鮮からの避難民に対すると同様、日本から帰還する朝鮮人の再定着を助けるため米国の一般的対韓援助計画の一部として適当な金額を、例えば住宅建設のため支出するということにするのほかはないとの結論に達した。なお、本件援助は派建前として直接には韓国帰還に関連せしめないが、実際問題としてその金額は帰還者の数を考慮して決めることとし、わが方援助の大体の目途としては一家族（大体5人）当り1,500弗、従つてもし3,000家族（15,000人）が帰れば合計約500万ドルという見当であつた。

12月8日、藤山大臣は同日の閣議後、総理蔵相および官房長官に対し上記の趣旨を説明してその原則的理解を求め、他方マ

マツカーサー大使はこれを柳大使に伝達した。

- (6) ここにおいて、12月9日から11日までの間、日米間においてまた外務、大蔵両省間において、上記口頭陳述案について検討をつづけたが、「日本側から補償の金額を言及する表現の仕方」には大蔵省が強く反対し、他方「米側側けが金額を指示する表現の仕方」には米側が同意せず交渉に難航した。

その後、迂余曲折あり、米側ともさらに協議を重ねた結果、12月28日下記の如き最終案を得、12月29日、藤山大臣は岸総理と同案について話し合われた結果、総理も遂に同意され、蔵相にははからず総理と外相との責任においてやることに話がまとまつた。(藤山大臣からマツカーサー米側大使に対する口頭陳述)

日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して、正式に兩國の国交が樹立された際には、日本国政府は、韓国国民の社会福祉に寄与する目的をもつて、一定金額を支出するた

めに所要の国内手続をとる所存である。

その実際の総額は、外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額を基礎として、日本国政府が算定することとなるであろう。

以上のことは、次の点とを条件とする。

(1) 現在既に「刑」を了えて釜山に抑留されているすべての日本人漁夫及び1960年 月 日までに「刑」を了えるすべての日本人漁夫を、韓国政府が1960年 月 日に日本へ送還すること。

(2) 同日以後「刑」を了えるすべての日本人漁夫を、それぞれの「刑」が了わり次第、韓国政府がその都度直ちに日本へ送還すること。

(マツケアーサー大使の質問に対する藤山大臣の答)

1. 「外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額」というのは、韓人帰国者の標準1家族(5、6名)当たり1,500弗

ということになるであろう。

2 「韓人帰国者」というのは、太平洋戦争の戦  
闘終止以前から日本国に引続き居住している  
韓人で、大韓民国に帰国する者をいう)

3 カヴァーされる期間は、特定の2年間である。

4 万一韓国側の何れかの方善面又はソースが、  
本件を発表したり、漏洩したり、ヒントした  
場合には日本側は、これを全面的に否定し、  
本件は御破算となる。

(7) しかるに12月30日に至り本件に関し米韓  
間に了解のくい違いがあることがわかった。す  
なわち韓国側は国交樹立後日本が一定金額を支  
出するまで米國が *advance* またはこれに類し  
た援助を行うことを期待していたが、米國側は  
そのような約束はできず、せいぜい韓国政府か  
ら帰還韓人の再定着計画の提出があつた場合に  
米國の対韓援助資金のリアロケーションを考慮  
しうる程度であるとの態度を示した。このため  
一般問題もふくめて今次交渉は妥結寸前に及ん  
で頓座をきたし年内妥結は不可能となつた。



昭和55年1月分

○北東アジア課関係

1. 1月4次日韓全面会談

(特) 参照

(1) 旧臘5日韓国側の示した新提案に基いてはじめられた在日朝鮮人の韓国への帰還および日本に残留するものの処遇についての日韓間話し合いは、その間1次北朝鮮帰還船の新潟出港、北朝鮮帰還問題の国際司法裁判所付託方に関する韓国側提案、大村収容所仮放免者の北朝鮮帰還に対する韓国側抗議など迂余曲折はあつたが、日韓関係当局の熱意と努力により同月中旬までには日韓共同声明案および合意議事録について、1.2の細目に関する点を除き原則的に意見の一致をみるまでに漕ぎつけた。

しかしながら最後の仕上げの段階において遂に細目について双方の意見が全面的最終的には一致するに至らずまたこれに伴つて漁夫の帰還も実現しないまま越年した。

(2) 1月6日伊関アジア局長は柳大使と会見し、昨年未まで難航を続け遂に妥結に至らなかつ

た韓国帰還問題及び相互送還問題についての今後の話合いの段取りを協議した結果、韓国側各代表が未だ帰任していないこと、また伊関アジア局長が13日から香港に出張すること等の事情により、1月26、7日頃に日韓会談を再開することに話合った。その後8日柳大使は伊関局長に対し、20日頃帰国する旨通知するとともに、会談再開の予定される27日頃は旧正月に当るので、再開の日取りを若干延期することがあるかもしれないと述べたので伊関局長もこれを了承した。

(3) 1月16日、沢田代表が柳大使と会談した際に、月末に再開の予定される日韓会談の運び方につき協議した結果、支障なく開催できる委員会、例えば法的地位委員会などからまづはじめながら、相互送還を実現して空気の好転を待ち、逐次他の委員会を併せ開くことに意見の一致をみた。

(4) 1月20日本国政府と打合せのため帰国した柳大使は27日帰任したので、1月30日、

外務省沢田顧問室で、日本側沢田首席代表ほか各代表および韓国側柳首席代表代理、張暲根および李浩兩代表ら出席の下に、非公式顔合せが行われ、その席上日本側から高瀬法務省入管局長および高橋水産庁次長の兩新代表を紹介し、また韓国側より従来 Member of Delegation であつた6名が代表代理に任命された旨の報告があつた。

## 2. 北朝鮮帰還問題

(1) 北朝鮮帰還業務はようやく軌道にのり、民団側の説得妨害工作もほとんど影をひそめ、また北朝鮮系も新潟センターでの歓送迎にマイクの使用(後述参照)を自粛するなど事態は漸く冷静な様相を帯びるに至つた。なお、1月中に下記のとおり3次にわたり北朝鮮帰還が実施され、その結果昨年12月を1船いらい帰還者累計は1,501世帯5,937名になつた。

1月15日 才4船 998名

1月22日 才5船 999名



1月29日 才6船 998名

小計 2,995名

才1船～才6船累計 5,937名

(2)この間、赤十字国際委員会デユラン代表は1月4日と19日の2回にわたり日赤に対し書面ないし口頭で(イ)帰還業務が政治的、宣伝的性格を帯びないよう(主として拡声器の使用が問題となつた)、また(ロ)窓口業務の厳正を期するよう助言を与え、同助言を受けた日赤は各関係当局と協議した結果、必要な措置をとることを決め、それぞれその旨関係地方機関に通達した。

### 3. 竹島の鉱業権に関する訴訟事件

(1)昨年11月 [REDACTED] より、東京地方裁判所に対し、同人が竹島に所有する燐鉱石採掘権の実施不能に関して、国及び島根県を相手とする訴訟が提起された。東京地方裁判所より本件訴訟に関する口頭弁論開催の通知および答弁書提出の催告をうけた法務省は、11月11日付訟務局長発アジア局長あて公信をもつて

応訴に当り、必要な事項について当省の見解を照会越したので、これに対して、条約局、国際連合局等関係局課とも協議の上、アジア局長より訟務局長あて1月23日付公信をもつて回答した。

訴状に述べられている原告の主張の要旨および法務省の前記照会に対する外務省の回答の要旨は、それぞれ下記(2)および(3)のとおりである。

(2)原告の主張の要旨

(1)原告は竹島の隣鉱石採掘権を有するにもかかわらず、竹島が韓国官憲によつて不法に占拠されている状態を日本国政府が放置しているため、実際に採掘を行うことができない。国は国民の財産権を保護する責任があるにもかかわらず、韓国の不法占拠を排除して原告が鉱業権を実施することができるようにしないのは、国の怠慢である。

また、島根県は原告から鉱区税(地方税)をとり立てているが、竹島の如く日本の施

政権が現実に及んでいない地域には課税権がないのであるから、これは違法である。

よつて(イ)原告の鉱業権実施不能に基く損害5億円および年5分の割合による遅延損害金の支払い並に(ロ)原告が既に納付した鉱区税35,480円の返還および将来納付すべき鉱区税の免除を請求する。

(四)原告は上記(イ)の国の責任を、外交交渉によつて竹島の不法占拠を排除しない責任と武力によつて竹島の不法占拠を排除しない責任と所管事項である竹島問題の平和的方法による解決に関する原告の主張の要旨は次のとおりである。

(1)日本国政府は、韓国政府が竹島を「李ライン」内に包含して以来、何等の措置も講ぜず、漫然と時日の経過を望んでおり、(ロ)特に、昭和29年10月、竹島問題の国際司法裁判所への付託が韓国側の反対により実現しないことが判明したにもかかわらず、国連憲章第33条2に基いて安全保障

理事会に紛争解決の要請をしないこと、および (iii) 国連憲章が 34 条に基づいて安全保障理事会に事実調査の要請もしないことは、政府の怠慢である。

(3) 外務省の回答の要旨

外務省の所管事項である上記 (2) (b) に対する見解として外務省が法務省に回答した要旨は次のとおりである。

上記 (2) (b) (i) に関しては、政府は、李ライン内に竹島が包含されていることが判明して以来、終始文書および口頭により、竹島問題の解決のために韓国政府と二国間交渉を継続しており、また上記 (2) (b) (ii) および (iii) は、いずれも国連憲章の誤った解釈に発するものであり、竹島問題を安全保障理事会に付託し、またはその調査を要求する法律的義務は政府にはない。故に政府が本問題の平和的方法による解決を怠つたとする原告の主張は全く認めることができない。

(4) 本訴訟事件に関する 1 / 回口頭弁論は、1 月

27日午前10時から約30分間、東京地方裁判所民事第2号法廷において、浅沼裁判長係りの下に開かれた。

当日の審理においては、法務省当局（指定代理人矢代検事）より、上記(3)の外務省回答およびその他の関係各省よりの回答をとりまとめて作成した答弁書の提出があり、原告側および被告側より、それぞれ訴状および答弁書の要旨の簡単な説明があり、更に、原告側より証拠書類の提出があつたが、実質的な弁論は、次回（3月23日開催予定）に繰越された。

#### 4 西表島総合開発問題

（昭和34年10月号及び11月号参照）

(1) 米側要請にかかる本件西表島総合調査への日本政府の参加（農業部門担当）については、当省と在京米大使館との屢次の折衝により、下記の諸点に関する米側の考え方が明らかになつた。

(i) 飛行機、モーターボート、ジープ等の現地

極 秘

(特)

(35年1月分)

○北東アジア関係

1. 第4次日韓全面会談

(1) 旧版日韓関係の示した新提案に基づいて

はじめられた在日朝鮮人の韓国への帰還お  
よび日本に残留するものの処遇についての  
日韓間話し合いは、その間第1次北朝鮮帰還  
船の新海出港、北朝鮮帰還問題の国際司法  
裁判所付託方に関する韓国側提案、大村取  
寄所仮放免者の北朝鮮帰還に対する韓国側  
抗議など紆余曲折はあつたが、日韓関係当  
局の熱意と努力により同月中旬までには日  
韓共同声明案および合意議事録について、  
1.2の細目に関する点を除き原則的に意見  
の一致をみるまでに進まつた。

しるに、仕上げの最終的段階において、

韓国帰還者に対する補償問題に関し米韓間  
に了解の食い違いがあることがわかり、こ  
のため、日韓交渉は一般問題をもふくめ坐  
折し、またこれに伴って漁夫送還も実現さ  
れないうまま越年した。

(2) 本件に関する米韓間の了解の食い違いは、  
要するに、韓国側は国交樹立後日本が一定  
金額を支出するまで、米國が advance また  
は米國の対韓援助の増額を行うことを期待  
していたのに対し、米國側はそのような約  
束はせず、せいぜい韓国政府から帰還韓  
国人の再定着計画の提出があつた場合に米  
國の対韓援助資金のリアロケーションを考  
慮し得る程度であるといふにあつたよう  
である。

この点に関し、米國側においては、韓國側が上記の如き考えをもつに至つたのは、柳大使が本國政府をミスリードしたと見まはるとしながら、日本側が米國側の態度について韓國側にコミットしすぎたためであるかの如き感じを抱いているように見受けられた。そこで7月4日沢田代表はマツカーサー大使と出会つた際に、日本側においても國交樹立後韓國國民の社会福祉に寄与する目的をもつて支出する金額は韓人帰國者の標準一家族当り1500ドルを基礎として算定するといふところまで踏み切つていることを指摘し、米國側においても、この基礎の上に立つて國務省が納得しかつ韓國側も受け入れうるよりの wording を考え、



もし "advance" が不可なれば、何か他の適当な expression をみつけられないものかと話した。

他方、ノ月7日在京米國大使館

書記官は三名著議員に対し、韓大使がマ大使に話したところによれば、昨6日の伊阿都會談においても伊阿局長はなお米國が何らかの方決で advance を出すとの前提の下に南朝鮮帰還を論じていたとの趣であるがと前提し、本件捕獲問題に関し今後とも誤解をさけるため、本件に関するワシントンの既定した態度として、米國は日本に対してであるが、韓国に対してであるが、南朝鮮帰還のために何れ新たな財政的負担に應じられないと重ねて次の3点を強調した。

(4) 日本政府が財政的寄与を行ふまでの期間をカバーするため、米國政府による advance は絶対に不可能であること。

(5) 南朝鮮帰還のため米國政府による対韓援助増額は不可能であること。

(6) ただし南朝鮮への帰還者の餓死が判明し、これも帰還者のため韓国政府がその再定着を援助する目的で真剣なる計画を立て、かつ韓国自身の財政的負担において少くともその一取を實行するならば、米國は、韓国政府の要請に應じ、現在の対韓援助の枠内において何らかの援助を行ふことを考慮する用意があること。

(なお韓大使は、日派田代表に対し、本件に関するマツカースー大使と同大使

とのやりとりについて、マ大使は自分(脚)  
が京城をミスリードしているとか、言  
いすぎているとかいうような口論がだつた  
ので、自分は色をなして advance 云々を  
いわれたのはマ大使であり、日本側も動  
いてくれるようとしているとの根に臨ん  
で米国側が後退するよりの態度をみせら  
れるのは不可解であると激しく痛罵した  
旨内話した。) ]

さらにその際 [ ] 書記官は、同じく  
「マ」大使の指示によるものであるとて、  
藤山大臣よりマ大使への口頭陳述案が非  
常に複雑な表現となつており、誤解を生  
ずる可能性もあるので基本的陳述と補足  
説明 とを一本にまとめて簡単なものにした

いと述べたので、三者審議官は、現在案は既に岸総理および原山外相の承認を得ているので、大体最終案であり、形式を変えて一本にすることは不可能と思われ、現在案の枠内でどの程度辞句やその配列を変えられるかは、研究の上、案が固まり次第内示すべき旨回答した。